平成２５年（フ）第５１８号
神奈川県中郡大磯町月京９番５号　ハーヴェスト’03　104号
債務者　小宮　房子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３８８５号
大阪市福島区野田２丁目17番19号
債務者　米中依功代
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９０５号
大阪府東大阪市吉田本町３丁目５番56号　コンフォールセゾン　405号
債務者　メイベックスソフトウェアデザインこと　村尾　久春
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５５２号
大阪府高槻市富田町１丁目34番１号　ＪＲアパート－Ｇ棟504号、前住所大阪府吹田市山田南30番16―207号
債務者　新田　恵子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５８０号
大阪府門真市岸和田３丁目33番６号、前住所大阪府門真市岸和田３丁目43番40―402号
債務者　菊地　　弘
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６６４号
大阪市東淀川区大桐３丁目22番27号　ベテルハイムストリーム９号
債務者　中垣　展江（旧姓植草）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９５３号
大阪府守口市梶町４丁目31番８号
債務者　芝岡　幸子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０２３号
大阪市住之江区中加賀屋１丁目11番11―408号
債務者　増田　博子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０６３号
大阪市淀川区三津屋南２丁目20番22号　パークハイツ９号
債務者　宮島　宏明
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０６６号
大阪市東住吉区田辺５丁目15番19号　シティパレス21今川ＰＡＲＴⅡ102号
債務者　徳留日出海
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７６９号
神戸市兵庫区湊川町10丁目９番26号
債務者　山﨑菜津実（旧姓篠木）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８７号
神戸市北区甲栄台３丁目１番26―15号
債務者　渡邊　敏幸
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１２号
神戸市中央区生田町３丁目１番８―302号
債務者　下中　秀幸
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８１３号
神戸市中央区生田町３丁目１番８―302号
債務者　下中　福子（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０５号
長崎県長崎市深堀町５丁目330番地
債務者　中川　未来
1　決定年月日時　平成25年11月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１７号
長崎県西彼杵郡長与町三根郷81番地18、旧住所長崎県長崎市鳴見台１丁目29番11号
債務者　日野出スミエ
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２５号
長崎県長崎市つつじが丘２丁目15番５号、旧住所長崎県諫早市天満町60番23号　グリーンヒルズ201号
債務者　山田　　幸
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
長崎地方裁判所民事部破産係